

## サルファ剤

要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

# ダイメトン<sup>®</sup>散

## Daimeton<sup>®</sup>S Powder

## 【本質の説明又は製造方法】

スルファモノメトキシンは、我が国だけでなく広く海外でも動物の抗  
菌・抗寄生虫剤として使用されているサルファ剤です。ダイメトンS散は、  
このスルファモノメトキシンを粉末10%散とし飼料添加に適した製剤と  
したものです。

## 【成分及び分量】

品 名	ダイメトンS散
有効成分	日局スルファモノメトキシ水合物
含 量	100g中 10g

## 【効能又は効果】

牛：コクシジウム病、肺炎、細菌性下痢症

馬：肺炎

豚：細菌性下痢症、トキソプラズマ病、肺炎、萎縮性鼻炎（AR）

鶏：伝染性コリーザ、コクシジウム病、ロイコチトゾーン病

犬：細菌性下痢症

## 【用法及び用量】

1日体重1kg当たりスルファモノメトキシとして下記の量を均一に  
飼料に混じて経口投与する。

牛（搾乳牛を除く。）：コクシジウム病 30～60mg  
肺炎、細菌性下痢症 20～40mg

馬：20～50mg

豚：20～60mg  
（ただし、萎縮性鼻炎にあつては、25mgを1  
週間投与し、これを間歇的に行う。）

犬：50～100mg

飼料1t当たりスルファモノメトキシとして下記の量を均一に混じて  
経口投与する。

豚：300～2,000g  
（ただし、萎縮性鼻炎にあつては、500gを1週  
間投与し、これを間歇的に行う。）

鶏（産卵鶏を除く。）：伝染性コリーザ 1,000g  
コクシジウム病 500～1,000g  
ロイコチトゾーン病 10～50g

## 【使用上の注意】

(基本的事項)

## 1 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- ・本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤の使用に当たっては、適応症の治療上必要な最小限の期間の投与に止めることとし、週余にわたる連続投与は行わないこと。
- ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：

本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等  
に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を  
含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品です  
ので、牛（搾乳牛を除く。）・馬・豚・鶏（産卵鶏を除く。）に  
ついて上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して  
下さい。

牛（搾乳牛を除く。）：食用に供するためにと殺する前7日間

馬：食用に供するためにと殺する前7日間

豚：食用に供するためにと殺する前7日間

鶏（産卵鶏を除く。）：食用に供するためにと殺する前7日間

- ・本剤をロイコチトゾーン病及び萎縮性鼻炎（AR）に使用する場  
合は使用法の細部にわたって獣医師の指導を受けること。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・小児の手の届かない適切な場所に保管すること。
- ・直射日光を避け、湿気の少ない涼しい場所に密閉して保存する  
こと。
- ・使用済み容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地  
方公共団体条例等に従い処分すること。

## 2 使用に際して気をつけること

(使用者に対する注意)

- ・誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- ・飼料等に混合する際は、マスク等を着用し、粉じん等を吸い込ま  
ないように注意すること。

(対象動物に関する注意)

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受ける  
こと。

## 【薬理学的情報等】

(薬効薬理)

スルファモノメトキシンは、ジヒドロプロテロイン酸合成酵素を競合的に  
阻害し、薬酸合成を阻止する。スルファモノメトキシンの作用は静菌的  
である。

## 【包 装】

ダイメトンS散 5 kg (100 g × 50分包)  
20 kg ( 1 kg × 20分包)  
20 kg (クラフト袋)

## 【製品情報お問い合わせ先】

Meiji Seika ファルマ株式会社

生物産業事業本部 動薬飼料部

〒104-8002

東京都中央区京橋二丁目4番16号

<http://www.meiji-seika-pharma.co.jp/>

## 【製造販売元】

**meiji** Meiji Seika ファルマ株式会社  
東京都中央区京橋 2 - 4 - 16

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑わ  
れる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われ  
る感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害  
の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製  
品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検  
査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。